

平成22年国勢調査の企画に関する検討会（第2回）議事概要

1 日時 平成19年1月25日（木）13時30分～15時40分

2 場所 総務省第2庁舎 特別会議室

3 出席者

構成員：堀部政男座長、阿藤誠委員、井出満委員、田中里沙委員、廣松毅委員

オブザーバ：小野島正彰（東京都総務局統計部人口統計課長）、桐生敏夫（横浜市行政運営調整局総務部総務課統計等担当課長）、千原重利（豊中市総務部次長兼情報公開課長）

総務省：川崎茂統計局長、高橋正樹統計調査部長、千野雅人国勢統計課長、高見朗経済基本構造統計課長

4 議題

- (1) 平成22年国勢調査第1次試験調査の実施方法案について
- (2) その他

5 配布資料

資料1 「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告を踏まえた平成22年国勢調査の試験調査実施計画（案）

資料2 平成22年国勢調査第1次試験調査の調査方法・調査事務について（現行方式との相違点）

資料3 平成22年国勢調査第1次試験調査の実施方法等について（案）

付1 平成22年国勢調査第1次試験調査の調査票回収状況の把握・管理のしくみ

付2 平成22年国勢調査第1次試験調査の調査票の記入方法について

6 議事の概要

- (1) 開会に当たり、川崎統計局長からあいさつ
- (2) 事務局から平成22年国勢調査第1次試験調査の実施方法案について、資料に基づく説明の後、意見交換が行われた。事務局において、本検討会での意見及び今後の地方公共団体との意見交換結果等を踏まえた整理を行った上で、次回検討会に報告することとされた。

各委員からの主な意見等は以下のとおり。

<調査方法>

- バーコードシールの貼り間違えによる誤配布のおそれがあるので、第1次試験調査で得られた結果を基に、更に検討していく必要がある。
- 市町村で把握した調査票の回収状況を調査員にどのように伝えるか、が課題。
- 市町村では大量の郵送調査票を整理する業務を行うことになるので、OCR読取機を最大限活用する工夫などができないか。
- 調査のベースとなる調査票にバーコードシール加工し、そのシールをはがして世帯名簿に貼付するという方法も考えられる一方で、調査票は1世帯につき必ずしも1枚ではないことから、1対1対応させるためには、原案のとおり、世帯名簿をベースとした方法がよいとも考えられる。
- 調査方法の検討課題として「調査票記入精度の確保方法」とあるが、精度確保のためにはどのような審査を行うかなど、審査事務の再構築が重要。
- 「調査票提出の確認状」は「調査票の提出はお済みですか」という形で、郵送提出の導入に伴う注意喚起のために全世帯に配布するものであるが、調査票が紛失したのではないかなどの誤解を招くことがないように文言に留意する必要がある。
- 「調査票配布期間延長型」の調査員については、「調査票配布期間従来型」との関係から訪問回数の最低基準を設ける方がよいのではないか。

<調査実施体制>

- 調査方法の見直しにより、市町村の事務が膨大になると見られるので、指導員と市町村の事務分担の検討が必要。
- 試験調査では、一般調査区において1調査員が4調査区を担当することとしているが、本調査では、調査区属性によって担当調査区数にバラエティを付ける方法も考える必要があるのではないか。
- 調査員の配置について、試験調査では一般調査区と調査困難地域という区分にしているが、本調査では2区分での切り分けは難しいのではないか。調査員配置とも関係してくるので、本調査に向けて、区分の在り方について検討が必要。

<行政情報の活用>

- 住民基本台帳の情報は法令上の行政利用として国勢調査でも使用できると思うが、閲覧を従来と比べ制限する法改正がなされたことから、国勢調査における対応を整理しておく必要がある。
- 市町村での住民基本台帳や外国人登録原票などの行政情報の利用については、統計法を受けた国勢調査令で定めることが適当ではないか。
- 住民基本台帳を基に世帯名簿にプレプリントした場合、調査員が表示された世帯のみ調査するおそれがある。住民基本台帳は市町村における審査時にのみ使用するものとして考えるべきで、担当地域内の世帯の把握であ

れば住宅地図でも可能。

- 不在、面接困難などから調査票の回収が極めて困難になっている自治体もあるので、行政情報の活用は不可欠。

(3) 「調査票の記入のしかた」等の世帯に配布する書類や広報について、意見交換が行われた。

各委員からの主な意見等は以下のとおり。

<世帯配布書類>

- 調査実施者としては、正確に記入してほしいため、詳細な資料を作ってしまうがちだが、対象者としては、詳細な資料ではなく、簡易なものを望むのではないか。妥協点を見出すことは難しいが、世帯から疑問があった場合に資料を参照してほしいと回答できるものにするのがよいと思う。
- 紙媒体での配布が最も確実とは思いますが、インターネットなど、別の媒体での提供も考えられる。
- 欄が大きいと「ここは大事である」という印象を与えるので、特に注意してもらいたい項目の欄は大きくしてもよいのではないか。
- 「事業・仕事の書き方の例」については、産業・職業分類を格付けするために、どのように詳細に書いてほしいのかということを確認すべき。

<広報>

- 広報等を見聞きしたかどうかにより、調査用品が参考になったかどうかに影響が出ていることから分かります。広報のタイミングが重要。特に若年層については、携帯電話による広報等、的を絞った広報を取り入れることが必要。
 - 都心部で調査困難なのは単身の若年者が多いと思われ、仕事のため帰宅するのも深夜になりがち。勤務先からアナウンスしてもらうことを検討するのがよい。
 - 小・中学校における広報はできないか。教師に統計について扱ってもらえれば、子供に統計の知識を与えるとともに、自宅で子供と親が国勢調査について話し合うという波及効果が期待できるので、学校に対する協力依頼は有益。また、大学生については、大学に協力してもらうのが有効。
 - あらゆる媒体を使って広報するとともに、申告義務や個人情報保護法との関係を強調すべき。
 - 罰則に関する詳細な規定を広報することは不要だが、罰則規定があることについての広報は必要ではないか。
- (4) 次回は平成19年3月28日（水）10時00分から開催予定。